

公立保育所民営化方針 登別市

令和 元年 5月27日

保健福祉部こども育成グループ

《 目 次 》

1. 民営化の趣旨	2
2. 保育の現況等	3
(1) 各保育所の入所児童数（年度・年齢別）	
(2) 待機児童数の状況（年度・年齢別）	
(3) 特別保育の状況	
(4) 施設の状況	
(5) 人口推計等	
3. 民営化を進めるに当たって基本的な考え方	8
(1) 民営化によって目指すもの	
(2) 市の役割	
(3) 民営化により留意される点への対応	
(4) 公立保育所の職員	
4. 民営化の進め方	8
5. 段階的な民営化への移行	8
6. 実施時期等について	8
(1) 栄町保育所	
(2) 幌別東保育所	
7. 委託・民営化事業者の選定方法等について	9
8. 保護者への説明等について	9

1. 民営化の趣旨

市は、将来にわたって良好な保育環境を安定的に維持し継続するため、公立保育所の民営化について平成23年10月に登別市次世代育成支援推進協議会に諮問するとともに、保護者の意向を把握するため、平成24年2月にアンケート調査を実施しました。

このアンケートでは「民営化は不安がある」「民営化の内容がわからない」というご意見がある一方で「民間に委ねるべき」「民営化によって保育の質が良くなる」というご意見もあり、同協議会からはその結果を踏まえ平成24年8月、市は情報提供に努め、保護者の理解を得たうえで「これまでよりも質の高い保育サービスを提供することを基本として、新たな保育環境を構築するため民営化を進めるべき」との答申をいただきました。

市としては、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼時期の保育・教育は子どもの将来を左右する極めて重要なものと認識しており、これまで公立保育所で培われてきた「保育」に民間の技術や手法を取り入れた幼児教育を加え、地域の未来を担う子どもたちに「保育」と「教育」の一体的な提供を図るとともに、保育需要に柔軟に対応する保育サービス、地域の子育て支援を充実させるため、民間活力を取り入れた新たな保育環境を構築することとして、平成25年6月「公立保育所民営化の考え方」をまとめました。

市は、この「公立保育所民営化の考え方」に基づき、保護者・地域住民との意見交換会や関係団体の説明会などを実施するとともに、子ども・子育て支援新制度を踏まえ「子ども・子育て支援事業計画」に、その具体的方向性を示して進めることとしました。

同支援事業計画では、ニーズ調査を踏まえ、既存の教育・保育施設を教育・保育両方に対応できる認定こども園の設置を目指し、教育・保育の需要に対応することとしています。

また、「公立保育所民営化の考え方」では、初めに海岸沿いに隣接している栄町保育所を民営化し、他の3施設については子どもたちへの影響、運営、保育環境などの検証を踏まえ段階的に進めることとしています。

しかしながら、この「公立保育所民営化の考え方」を策定後、すでに6年が経過し、子ども子育て支援法の施行や待機児童に関する課題、人口減少社会を見据えた保育所のあり方など、新たな課題が発生しています。

そのため、「公立保育所民営化の考え方」を基本に、「公立保育所民営化方針」（案）を策定しました。

2. 保育の現況

(1) 各保育所の年齢別入所児童数（各年度3月1日現在・人）

各保育所の入所者総数に大きな変化は見られませんが、3歳未満児が増加傾向に、3歳以上児が減少傾向にあります。

富士保育所	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
0歳児	5	9	9	7	8	3
1歳児	14	11	15	14	20	20
2歳児	13	17	16	19	19	23
3歳児	21	24	22	16	21	19
4歳児	24	23	24	25	19	22
5歳児	19	26	25	23	24	21
計	96	110	111	104	111	108

幌別東保育所	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
0歳児	6	8	5	8	8	6
1歳児	14	11	16	14	19	19
2歳児	11	16	14	17	23	21
3歳児	18	11	19	24	15	21
4歳児	16	18	13	19	23	17
5歳児	21	15	16	14	20	23
計	86	79	83	96	108	107

鷲別保育所	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
0歳児	5	8	7	8	8	8
1歳児	15	13	14	15	20	21
2歳児	17	15	17	16	19	24
3歳児	20	18	14	20	19	13
4歳児	28	20	22	18	17	19
5歳児	22	31	24	23	20	17
計	107	105	98	100	103	102

栄町保育所	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
0歳児	5	7	5	8	8	6
1歳児	15	10	14	14	14	15
2歳児	13	13	14	17	18	21
3歳児	17	15	20	24	15	12
4歳児	25	18	17	19	14	14
5歳児	25	29	21	14	20	15
計	100	92	91	96	89	83

登別保育所	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
0歳児	4	5	3	3	7	3
1歳児	5	8	9	10	9	13
2歳児	5	9	14	10	7	10
3歳児	14	5	7	11	10	2
4歳児	13	14	5	8	12	12
5歳児	14	14	15	6	8	12
計	55	55	53	48	53	52

年齢別計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
0歳児	25	37	29	34	39	26
1歳児	63	53	68	67	82	88
2歳児	59	70	75	79	86	99
3歳児	90	73	82	95	80	67
4歳児	106	93	81	89	85	84
5歳児	101	115	101	80	92	88
計	444	441	436	444	464	452

(2) 待機児童数の状況（年齢別待機児童数・各月1日現在・人）

3歳未満児の待機児童数が多く、特に0歳児の待機児童数が多い状況にある。
 ※特定の保育施設を希望する等、潜在待機の児童数を含む

平成27年度

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	1	3	3	7	9	11	12	13	14	16	16	16
1歳児	0	2	4	8	10	9	9	8	9	9	9	8
2歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳以上児	0	0	0	1	2	1	3	3	3	4	3	3
計	1	5	7	16	21	21	24	24	26	29	28	27

平成28年度

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	0	2	6	9	13	11	10	12	13	15	16	16
1歳	0	2	5	5	8	7	7	8	9	9	9	9
2歳	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0
3歳以上児	0	0	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1
計	0	4	12	15	24	21	20	22	24	26	27	26

平成 29 年度

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	0	0	0	0	1	1	2	7	12	13	15	17
1歳	0	0	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2
2歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳以上児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	2	2	2	3	4	9	14	15	17	19

平成 30 年度

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	3	3	5	6	9	11	14	19	23	23	26	29
1歳	0	0	0	2	2	4	3	3	3	3	3	3
2歳	1	1	3	3	3	3	3	4	5	5	4	5
3歳以上児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	4	8	11	14	18	20	26	31	31	33	37

(3) 特別保育の状況

全ての保育所で延長保育、乳児保育、障がい児保育を実施し、休日保育は富士保育所、一時保育は登別保育所で実施しています。

延長保育、休日保育の利用件数に大きな増減は見られませんが、一時保育の利用件数が減少する一方で、乳児保育の児童数が近年増加しています。

特別保育の実施状況

保育所名	延長保育	休日保育	一時保育	乳児保育	障がい児保育
富 士	○	○		○	○
鷺 別	○			○	○
栄 町	○			○	○
幌別東	○			○	○
登 別	○		○	○	○

特別保育の利用状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延長保育	実人数	896	900	709	776	631
	延人数	3,452	4,185	3,231	2,906	2,580
休日保育	実人数	25	53	55	65	82
	延人数	46	157	119	210	157
一時保育	実人数	112	88	83	56	46
	延人数	417	239	221	130	206
障がい児保育	児童数	40	33	39	43	45
乳児保育	児童数	37	29	34	39	39

(4) 施設の状況

施設の現況（平成31年4月1日現在）

保育所名	富士	鷺別	栄町	幌別東	登別
設置年月日	昭和 28. 4. 1	昭和 29. 9. 1	昭和 54. 4. 1	昭和 55. 4. 1	昭和 32. 5. 1
建設年度	昭和 50 年度	昭和 48 年度	昭和 53 年度	昭和 54 年度	平成 17 年度
築年数	44 年	46 年	41 年	40 年	14 年
建物構造	コンクリート ブロック平屋	コンクリート ブロック平屋	コンクリート ブロック平屋	鉄筋コンクリ ート2階建	鉄骨平屋
敷地面積	2,118.04 m ²	1,621.33 m ² 270.52 m ²	2,325.30 m ²	2,297.50 m ²	3,791.62 m ²
建物面積	686.30 m ²	643.93 m ²	800.20 m ²	835.96 m ²	932.00 m ²
立地環境	・駐車場、屋外 運動場が無い ・住宅街	・海岸付近 ・鷺別小学校隣 接	・海岸線に隣接 ・国道沿い	・海岸付近 ・幌別東小学校 隣接	・河川沿い ・住宅街

(5) 人口推計等

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計より、5歳以下人口を推計し、過去の住民基本台帳における人口と比較したところ、総人口では住民基本台帳の人口が多いものの、平成27年度の5歳以下では少ない状態となっています。

(人)

出典	区分	22年度	27年度	29年度	32年度	37年度	42年度	47年度	52年度
将来人口推計 (A)	5歳 以下	2,228	2,021	-	1,761	1,539	1,418	1,341	1,268
住民基本台帳 (各年度4月末) (B)		2,244	1,968	1,929	-	-	-	-	-
将来人口推計 (C)	総人口	51,526	49,356	-	47,345	44,787	42,015	39,179	36,411
住民基本台帳 (各年度4月末) (D)		52,387	50,349	49,198	-	-	-	-	-
総人口に占める 5歳以下の割合	A/C	4.32%	4.10%	-	3.72%	3.44%	3.38%	3.42%	3.48%
	B/D	4.28%	3.91%	3.92%	-	-	-	-	-

3. 民営化を進めるにあたっての基本的な考え方

地域の未来を担う子どもたちを育むため、良好な保育環境で幼児期の保育と教育を一体的に提供し、保育需要に柔軟に対応する保育サービス、地域の子育て支援の充実を図ります。

(1) 民営化によって目指すもの

- ① 公立保育所で培われた保育に、民間の手法や技術を取り入れた幼児教育を加え、「保育」と「教育」の一体的な提供を図り、認定こども園を目指します。
- ② 病児保育や休日保育の実施、送迎バスによる通所など、多様化する保育需要に柔軟に対応する特色ある保育サービスの提供に努めます。
- ③ 一時保育の充実、育児相談・育児講座の開催や子育て家庭の交流の場を提供するなど、地域の子育てを支援する役割や機能の充実に努めます。
- ④ 健康づくりを重点にした保育や創造性を高めることを重点にした保育など、法人の特色ある保育事業を選択する機会の提供に努めます。
- ⑤ 国の補助制度を活用し、施設の移転改築など、環境・防災面に配慮した安全で安心な施設の整備に努めます。

(2) 市の役割

- ① 保育の実施責任者として、保育所等が適正に運営されるよう指導します。
- ② 保育士の研修の実施支援や保育環境の整備に努めます。
- ③ 民営化後においては保護者、事業者、市との三者の定期的な協議の場を設け、問題が生じた場合には、市が解決に努めます。
- ④ 民営化後においても保育所等での生活が子どもたちに有益となるよう、保護者や地域の方との連携に努めます。

(3) 民営化により留意される点への対応

- ① 保育料以外の教材、制服等の経済的負担が増える可能性も考えられますが、経済的負担が増える際は、保護者（保護者組織）の同意を得るように努めます。
- ② 経験の浅い保育士が増え保育の質を確保することが難しくなる可能性も考えられますが、研修の充実により、保育士の質の向上を図ります。
- ③ 法人の経営が行き詰まり保育が中断する可能性も考えられますが、北海道の実地検査に立ち会うなど、経営状況の把握に努め、経営が安定するよう支援します。万一、運営が困難になった際は新たな引き受け先の確保等、保育の継続に努めます。
※この他、子どもや保護者への影響を最小限とする対応策を講じます。

(4) 公立保育所の職員

- ① 正職員 他の公立保育所等に配置します。
- ② 臨時職員 民営化する保育所で雇用されるよう、事業主に働きかけます。

4. 民営化の進め方

基本的には、市が設置している保育所（登別・幌別東・富士・栄町・鷺別）のすべてを民営化の対象とし、初めに、海岸沿いに隣接している栄町保育所を民営化し、続いて同じく海岸近くにある幌別東保育所の民営化を目指します。他の保育所については、子どもたちへの影響、運営、保育サービス、保育環境などの検証を踏まえ進めます。

5. 段階的な民営化への移行

民営化にあたっては、子どもたちや保護者に不安を与えることのないようスムーズな移行を進めなければなりません。また、現在働いている市の職員である保育士の今後の定年退職の状況等も考慮しなければなりません。

このことから、基本的には次のように2段階で民営化を進めていくこととします。

① 第1段階（運営委託）

市が引き続き保育所の設置主体として責任を持ちながら、保育所業務について民間事業者へ運営委託を行います。委託事業者の選定にあたっては、企画提案型公募方式（プロポーザル方式）により行います。

② 第2段階（民営化）

民設民営として民営化を行います。事業者の選定にあたっては、企画提案型公募方式（プロポーザル方式）により行い、当該事業者が認定こども園の設置主体として、自らの責任で、その特色を生かしながら、自主的・主体的な移行を目指します。

6. 実施時期等について

（1）栄町保育所

栄町保育所の民営化にあたっては、千代の台（団地）への移転改築を行うこととします。この時期については、現在千代の台団地の建て替え事業が進められていることから、この事業との調整を図りながら進めます。

第1段階（運営委託）

令和元年度 現施設における運営委託事業者の募集・決定

令和2年度 現施設における運営委託開始

令和5年度末 運営委託終了

第2段階（民営化）

令和4年度 移管事業者の募集・決定

令和5年度 千代の台（登別市新生町3丁目13番地1）での認定こども園の建設

令和6年度 認定こども園の開園

（2）幌別東保育所

第1段階（運営委託）

令和元年度 現施設における運営委託事業者の募集・決定

令和2年度 現施設における運営委託開始

令和2年度以降 認定こども園の開設時期、開設場所等の検討

7. 委託・民営化事業者の選定方法等について

- ① 募集方法 企画提案型公募方式とします。
- ② 選考方法
 - ②-1 事業者の選考は保育所関係者、保護者、法人運営に精通する者などによる選考委員会を設置し、適正かつ公平な選考を行ないます。
 - ②-2 事業者の選考は評価を得点化し、得点の高いものを決定します。ただし選考の結果「該当無し」となった場合は改めて公募します。
 - ②-3 選考過程は公表します。
- ③対象法人 市内に事業所を有する社会福祉法人または学校法人とします。
なお、応募する法人がない場合や選考の結果「該当無し」となった場合は、対象法人の範囲を拡大します。
- ④詳細 募集に関する詳細は、それぞれの募集要項等を策定し、公表します。

8. 保護者への説明等について

委託、民営化の実施にあたっては、その実施内容について保護者への十分な情報提供を行い、保護者の意見や要望に配慮します。また、子どもへ不安を与えることのないよう委託や民営化の際には、保育内容や個々の子どもの特性を踏まえた発達への援助等について、段階的な引き継ぎを行います。